

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から同年 6 月まで

国民年金の加入勧奨のはがきが何度か来たので、昭和 54 年から夫と一緒に加入し保険料を払い始めた。加入当初から、夫婦二人分の保険料を続けて納付してきており、郵便局で保険料を納付書に現金を添えて納付したことや、A 金融機関の夫の口座から夫婦二人分の保険料を引き落とすようにしていたことを記憶している。保険料を一緒に納付していて、私の記録だけが無いということは不自然なので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出されて以降、申立期間を除いて保険料の未納期間は無く、納付が確認できる期間について夫婦共にすべて期限内に納付している上、納付日が確認できる期間はすべて同じ日に納付されており、夫婦共に納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間の前後の保険料は納付済みである上、申立期間の前後を通じて住所や申立人の夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化はみられない。

さらに、B 市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人の申立期間に係る保険料の収納記録は確認できないものの、国民年金被保険者原票では、昭和 57 年度の未納分に対して 58 年度中に過年度納付書が発行された記録が確認でき、申立人に対して、申立期間に係る保険料の過年度納付書が発行されたことがうかがえるところ、申立人は、当時の国民年金保険料について納付書により郵便局で納付していたことを記憶しており、申立期間に係る保険料についても納付書により過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの期間及び同年7月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から59年3月まで
② 昭和59年7月から60年3月まで

若いころから親に年金はとても大事なものだと言われていたため、老後のために何をおいても国民年金保険料を納付しており、後に国民年金基金に加入したのもそのためであるが、送られてきたねんきん特別便を見ると、未納とされている期間が2か所あることが分かり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月及び9か月とそれぞれ短期間であり、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料はすべて納付済みであることが確認できることから、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①については、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録では未納と記録されているが、A市の収滞納一覧表によると、申立期間①は現年度内に納付されていることが確認できることから、行政側における不適切な事務処理がうかがえる。

さらに、申立期間②については、申立期間②前後の国民年金保険料が納付済みであることから、納付意識の高い申立人が、9か月と短期間の申立期間②について納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月31日から同年11月1日まで
A社に平成8年10月31日まで勤務し、同年11月1日から同社B工場
で勤務するようになったが、年金記録には1か月の空白がある。調査の上、訂
正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社員名簿及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は同社に
継続して勤務し（平成8年11月1日に同社本社から同社B工場へ異動）、申
立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが
認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成8年9
月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当で
ある。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ
ては、事業主は申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って
提出したことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る平成8年
10月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務
所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場
合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保
険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和48年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月1日から同年10月1日まで

私は、昭和47年9月8日にA社に入社して、平成11年3月31日に退職するまで継続して勤務しており、その間に退職したことはないので、現在の私の厚生年金保険記録は間違いである。調査の上、私の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社で管理していた申立人に係る在籍期間の記録、申立人に係る社会保険加入証明書、申立人に係る当時の人事発令記録、A社の清算人の発行した申立人に係る在籍証明書、申立人に係る当時の人事記録（簿）、申立人の雇用保険被保険者記録及び元同僚4人の証言から判断すると、申立人は申立期間にA社において継続して勤務し（昭和48年3月1日に同社C支社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和48年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、清算人は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 47 年 3 月まで

昭和 47 年 5 月 22 日に、A 市役所 B 支所で、父親が、私の長女の出生届を出した時、私と妻が国民年金に加入していないことを知り、同日、私と妻の国民年金の加入手続を行った。父親が集金人から今なら 10 年分の国民年金保険料をさかのぼって納付ができると説明を受け、同支所で納付したのに未加入及び未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人の申立期間の国民年金保険料を A 役所 B 支所で納付し、申立人の妻が、申立人の父親から領収書は受け取らず、納付した保険料額等について聞き取り、申立人の国民年金手帳に備忘録として「40 年 7 月～45 年 3 月 ¥25650 45 年 4 月～46 年 3 月 ¥4950 46 年 4 月～47 年 3 月 ¥5400」と記載したと主張しているところ、当該手帳には、申立期間のうち昭和 37 年 4 月から 40 年 6 月までの期間に係る備忘録が無い上、当該備忘録のうち 45 年 4 月から 46 年 3 月までの保険料額は、当時 35 歳以上の国民年金被保険者の保険料額であり、47 年当時は 35 歳未満である申立人の保険料額の 4,800 円と相違することから、備忘録をもって申立期間の国民年金保険料の納付があったものと判断するのは困難である。

また、C 共済組合の回答によると、申立人は、申立期間の一部を含む昭和 36 年 7 月 28 日から 40 年 7 月 27 日までは当該共済組合の組合員であることが確認できる上、申立人が所持する 36 年 4 月 1 日に発行された国民年金手帳の国民年金印紙検認記録の 37 年 4 月から 40 年 6 月までの欄について、保険料の納付が不要であることを示す斜線及び「不要」のスタンプ印が押されていることが確認できることから、申立期間のうち 37 年 4 月から 40 年 6 月までの期間

については、国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料をA市役所B支所で納付したと主張しているところ、申立人の父親が納付したとする国民年金保険料は過年度保険料及び特例納付保険料の国庫金であり、A市によると、市役所及び支所において国庫金の納付はできなかったとしている上、同市の国民年金過年度収滞納一覧表によると、申立期間のうち昭和40年7月から47年3月までの期間は未納と記録されていることが確認できることから、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないとしており、これらの手続を行っていたとする申立人の父親は既に亡くなっているため、申立期間の国民年金保険料の納付状況が不明である上、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

昭和47年5月22日にA市役所B支所で、義父が私の長女の出生届を出した時、私と夫が国民年金に加入していないことを知り、同日、私と夫の国民年金の加入手続きを行い、同支所で昭和46年度の国民年金保険料を納付したのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義父が、申立人の申立期間の国民年金保険料をA市役所B支所で納付し、その義父から領収書は受け取らず、納付した保険料額等について聞き取り、申立人の所持する昭和47年5月22日に発行された国民年金手帳に備忘録として記載したとしており、当該手帳の昭和46年度の国民年金印紙検認台紙を、47年の検認印により切り取り線の上に押印し、切り離していることが納付した証拠であると主張しているところ、当該手帳の同年度の国民年金印紙検認記録欄は空白であることが確認できることから、国民年金市町村事務取扱準則に基づき、47年5月22日時点で過年度となる上記検認台紙を切り離したと考えるのが自然であり、このことをもって申立期間の国民年金保険料の納付があったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間以降の多くの領収書を所持しているにもかかわらず、申立期間の領収書を義父から受け取っていないとする主張は不自然である上、申立人の義父が納付したとする国民年金保険料は過年度保険料の国庫金であり、A市によると、市役所及び支所において国庫金の納付はできなかったとしており、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与していないとしており、これらの手続きを行っていたとする申立人の義父は既に死亡してい

るため、申立期間の国民年金保険料の納付状況が不明である上、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から62年6月まで

私は、昭和57年3月にA事業所を退職し、B市にあるC事業所の非常勤職員となったため、D市E区役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に行った。その後、F銀行（現在は、G銀行）で口座振替の手続を行い、それが実施されるまでの数回は近隣のH郵便局で納付していた。以後、一回も保険料を滞納した覚えは無い。もちろん国民健康保険料も滞納したことは無い。私には、なぜ、自分自身で加入しておきながら、6年もの長い間、保険料を滞納していたことになっているのか、また、生活に全く変化が無いのに62年7月から納付が始まったことになっているのか不思議である。そのころの納税書類の控えや預金通帳などは災害の後、家を建て替えた時に処分してしまったが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が加入手続を行った時期は、申立人の同手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から、申立期間後の平成元年8月ごろと推認でき、申立期間については、時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人に係るD市の国民年金収滞納一覧表は、申立期間については存在せず、平成元年度分については、異動理由として1号強制被保険者の新規取得とされ、異動処理月は平成元年9月とされていることが確認できることから、加入手続は同年8月ごろに行ったものと推認される上、申立人は、同年度分の保険料を同年10月17日に納付書で一括納付していることが確認でき、オンライン記録によると、申立人が加入手続を行ったと推認される時期からみて、時効到達限度内である2年1か月さかのぼった昭和62年7月から平成元年3月分までの保険料を同年10月12日に一括納付していることが確認できることから、申立内容とは一致しない。

さらに、申立人に対して、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から52年12月まで

私が住んでいるA町は、昔からB業を営んでいる人も多く、隣近所の付き合いも大変密接で、互いに助け合いながら生活している地域である。この地域の国民年金保険料は、婦人会の役員が集金に回って来ていた。私の保険料については、私の母親が自身の保険料と一緒にその婦人会に払ってくれていたのに、私が20歳になった昭和44年*月から結婚前までの期間の年金記録が未納であると知らされた。こんな地域では、隣家と異なることをすることは考えられず、まして国の決めた制度に加入していないはずはない。しかし、この期間の保険料を納付してくれていた私の母親も既に死亡し、証言してくれる者も、証拠になる資料も無いが、このままでは納付できないのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、既に死亡している申立人の母親が、婦人会を通じて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和53年1月に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続が行われたものと推認されることから、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間となる上、上記とは別の同手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、国民年金への加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、申立期間に係る加入状況及び保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から9年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月から9年1月まで

私は親に勧められて国民年金に加入した。10年以上も前のことで記憶も証拠も無いが、納付書が送られてきて保険料を支払っていた。必ず納付しているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できず、申立人が所持する年金手帳には国民年金の記号番号は無く、厚生年金保険の記号番号の箇所に「基礎年金番号」の押印があることから、申立人の国民年金の加入手続は平成9年1月1日の基礎年金番号制度導入後に行ったものと推認できるため、申立人は申立期間当時、未加入期間であったと推認できる上、オンライン記録によると、申立人の国民年金記録は12年1月24日に資格取得及び喪失の記録が追加入力されており、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の母親によると、申立期間について、後からまとめて保険料を納付したとしているが、当該期間の保険料を過年度納付するためには、少なくとも平成10年10月ごろまでに国民年金の加入手続を行う必要があるが、オンライン記録の勧奨関連情報によると、申立人に対して申立期間に係る勧奨は行われておらず、11年11月ごろに第1号・第3号被保険者取得勧奨が行われており、この勧奨によって、同年9月からの6か月分の保険料をまとめて12年2月29日に納付し、10年3月からの4か月分の保険料を12年4月27日に過年度納付していることが確認できることから、申立内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から平成元年3月まで

私は、「ねんきん特別便」を見たところ、年金記録がおかしかったので社会保険事務所(当時)で照会をすると、昭和60年3月から平成元年3月までの期間の納付記録が確認できなかった。

申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付について、両親に確認したところ、保険料の納付は行ったとしている上、私の弟も、大学生の期間の国民年金保険料の納付記録が社会保険事務所の調査で見つかったこともあり、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に同手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間と記録されていることが確認できることから、申立人の両親が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人の両親は、申立人及びその弟の国民年金保険料をそれぞれ20歳となった時点から納付したと主張しているものの、オンライン記録によると、申立人の弟の国民年金の加入状況から、学生期間の任意加入について、申立内容を裏付けるような状況は確認できない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月から平成2年3月まで
申立期間当時は大学生であったが、私の母親が国民年金は保険料をすべて納付した方が、年金も多くなると言っており、私の保険料を納付してくれていた。その記録が無いので、詳しく調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者のうち、免除を受けている者の免除開始年月等から、申立人は、平成6年7月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、その時点において申立期間は、時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は申立期間において、申立人の母親が国民年金の加入手続をA地区で行ったと主張しているが、申立人に対して上記とは別の同手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人は、申立期間において年金手帳を受け取った記憶は無いとしている。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続や保険料の納付に直接関与していない上、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親の記憶も曖昧であり、申立期間における具体的な加入手続及び納付状況が不明である。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から41年3月まで

私が20歳になってから、母親が私の国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付してくれていたことを覚えている。

ねんきん特別便で私の年金記録を確認したところ、20歳から4年以上の期間が未納とされていることが分かった。姉は、20歳以降、すべての期間が納付済みであるのに、私と兄に未納期間があるとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳に到達した昭和37年*月以降、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は41年3月以降に申立人の兄と連番で払い出されていることが確認できるが、それ以前に上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、上記払出しの状況から、申立期間のうち昭和38年12月以前は時効により納付することができない期間である上、オンライン記録によると、申立人の兄も、申立期間は未納期間と記録されていることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な納付状況等が確認できない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月及び2年8月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年6月
② 平成2年8月から同年10月まで

私は、年金記録が問題となったので、社会保険事務所（当時）に年金記録の照会を行ったところ、申立期間①及び②が未納であると回答された。

申立期間①及び②は、自身でA市役所に赴いて、国民年金の届出及び保険料の納付を窓口で行っている上、所持している年金手帳をみても、申立期間①及び②の記録が記されているのに、未納とされている年金記録はおかしいので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金の加入手続及び保険料納付をA市役所で行ったとしているが、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B社会保険事務所（当時）管轄で、夫婦連番で払い出されていることが確認できるところ、申立人の同手帳記号番号の前後の同手帳記号番号の加入状況等の検証から、申立人及びその妻の同手帳記号番号は平成7年4月から同年7月ごろまでの間に払い出されたものと推認できる上、申立期間当時、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間①及び②は未加入期間であり、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人が申立期間①及び②に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月及び同年9月

私は、勤務していたA事業所が倒産してからB社に入社するまでの間、厚生年金保険に未加入となるので、父親に言われて国民年金に加入した。加入手続は、私自身が昭和60年8月ごろにC市役所で行った。これまで年金手帳は2冊交付されたが、1冊は返却し、現在所持しているのは1冊のみである。申立期間は自分で納付したと思うが、保険料の金額や、どこでどのように納付したかまでは詳しく覚えていない。申立期間当時に保険料を納付していたことを示す資料も無いが、「年金が途切れるといけない。」と父親に言われ、市役所に行ったことだけは非常によく覚えている。詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前の事業所を退職し、次の会社へ入社するまでの期間について、申立人の父親から「年金が途切れるといけない。」と言われていたため、昭和60年8月にC市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと主張しているが、同市において申立人に係る国民年金加入記録は無い上、オンライン記録によると、申立人の国民年金記録は、平成9年1月1日の基礎年金番号制度導入後（申立人の場合は、厚生年金保険記号番号を基礎年金番号として使用）の15年2月から同年5月までの期間に、初めて保険料を納付したことが確認できる記録となっており、申立期間に係る国民年金手帳記号番号の払出しは確認できず、制度上、当該期間は未加入期間となり、申立人は被保険者として扱われておらず、保険料を納付することができない期間となる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付についての記憶が

^{あいまい}曖昧である上、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から同年5月までの期間、57年5月、60年11月から平成4年3月までの期間、4年4月から5年3月までの期間及び12年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年3月から同年5月まで
② 昭和57年5月
③ 昭和60年11月から平成4年3月まで
④ 平成4年4月から5年3月まで
⑤ 平成12年1月から同年3月まで

私は、「ねんきん特別便」が届いたので年金記録を照会したところ、昭和52年に前夫と死別後、A市の社宅から実家のあるB市に戻り、遺族年金をもらいながら国民年金保険料を納めてきた記録と、免除申請をした後に、すべてまとめて納めた記録がないことが分かった。

平成15年に、社会保険事務所（当時）で国民年金保険料を最後に納めた際、男性職員から「もう全部納めている。」と言われたので、私には未納、未加入期間は無いはずで、申立期間①から⑤の記録に納付できないので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①については、B市で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、国民年金被保険者台帳によると、昭和55年2月28日に国民年金に任意加入し、同市に住民票を移す直前（戸籍の附票によると同年3月17日）の同年3月5日に資格喪失しており、同年9月24日に任意加入被保険者として再取得した記録であることが確認でき、行政側の事務処理に不自然な点はうかがえないことから、申立期間①は未加入期間であるため、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

また、上記台帳によると、申立期間①直前の昭和 55 年 2 月は、56 年 3 月の国民年金保険料が還付となったことに伴い、同年 5 月 26 日付けで充当され納付済みとなったものであり、それまでは未納であったことが確認できる。

- 2 申立期間②及び③の期間については、申立人は、国民年金の加入手続きを行い、郵便局で保険料を納付したと主張しているところ、上記台帳及びオンライン記録によると、申立期間②直前の厚生年金保険被保険者資格の取得に伴い、昭和 56 年 3 月 2 日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、再度、61 年 4 月 1 日に国民年金被保険者として資格を取得するまでは未加入期間であったことが確認できる上、申立期間②及び③の間の厚生年金保険被保険者記録が、平成 14 年 9 月 18 日に記録統合されていることを踏まえると、申立人は、申立期間②及び申立期間③のうち昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月までの期間については、国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立期間③のうち昭和 61 年 4 月から平成 4 年 3 月までの期間については、72 か月と長期間であり、郵便局で納付した記録が長期、かつ、連続して欠落するとも考え難い。

さらに、B 市によると、現年度保険料が郵便局で納付できるようになったのは昭和 63 年又は平成元年以降からだったとしている上、申立人は、当時使用した納付書は 1 枚で、ミシン目で切り取る様式だったと記憶しているところ、同市によると、当時の納付書は複写式で 4 枚つづりだったとしており、申立人の記憶と相違する。

- 3 申立期間④については、オンライン記録によると、申請免除が承認された期間となっており、当該期間の国民年金保険料を納付するための申出（以下「追納申出」という。）を平成 13 年 8 月 6 日に行っていることが確認できるものの、当該追納申出の納付期限である 14 年 3 月 31 日までに納付された記録は確認できない上、追納申出が行われた時期は、基礎年金番号が導入された 9 年 1 月以降の期間であり、この当時における記録管理の信頼性は高いものと考えられる。

- 4 申立期間⑤については、オンライン記録によると、申請免除が承認された期間となっているが、追納申出の記録が確認できない上、当該期間は、上記と同様に基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、記録管理の信頼性は高いものと考えられる。

- 5 このほか、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1867 (事案 266 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から49年12月まで

私は、結婚後2、3年たった昭和38年ごろから、当時月額100円の国民年金保険料を婦人会の集金人に納付していた。証拠は無いが、49年12月に婦人会をやめるまで納付していたことや、近所の人も同じように納付していたことを覚えている。

婦人会をやめた翌月の昭和50年1月に、A市役所から国民年金手帳を交付され、申立期間当時の同手帳については、発行されたかどうか記憶が定かではないが、納付した期間の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いこと、ii) 納付等をうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、iii) 申立期間が144か月と長期にわたること及び、iv) 当時の保険料納付についての記憶が曖昧であることを理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成20年6月18日付けで通知が行われている。

申立人は、今回、申立期間の国民年金保険料の納付を示す新たな事情として、申立期間当時、申立人の隣人と一緒に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を婦人会に納付していたとの主張により再申立てしているが、その隣人の国民年金手帳記号番号は、隣人の夫が昭和40年7月に厚生年金保険資格を喪失したことに伴い、申立期間の始期から約2年後の41年3月に夫婦連番で払い出されており、38年1月から国民年金資格を取得したとする申立人の主張と相違がみられる上、口頭意見陳述によっても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年5月まで

私は、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、その際、さかのぼって昭和36年4月から60歳までの期間の保険料を納付した。当時私には、賃貸収入があり、一人息子も40年に就職し、家計へ食費を入れていたことから、経済的に問題は無く、老後の生活を考えて国民年金に加入した私が、10年間のみの保険料を納付するはずが無い。

ねんきん特別便で38か月間の未納期間があることを知り驚いた。現在の記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は前後の任意加入被保険者の払出年月日により、昭和54年7月11日から同月13日までの間に払い出され、このころに加入手続を行ったものと推認できることから、申立人は、申立期間前の36年4月から46年3月までの保険料について、第3回特例納付（実施時期は、53年7月から55年6月まで）により納付したものと推認できるところ、申立人は、現在、高齢のため、申立期間に係る国民年金の加入及び保険料の納付状況について供述できない状況であり、事実上、申立てを行っている申立人の長男は、当該期間の加入手続及び保険料納付に関して非関与であることから、申立期間に係る具体的な加入及び納付状況が不明である。

また、旧国民年金法（昭和61年3月31日以前）で大正5年4月1日以前に生まれた者の老齢年金の受給資格期間は10年（120か月）に短縮されていたところ、申立人の保険料納付済み期間は120か月であることが確認でき、

申立人が保険料を納付したと推認される特例納付制度は、主に無年金者の救済を目的として措置されたものであることから、申立人の記録内容に不自然な点は見られない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から60年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月から60年10月まで

私は、退職した会社の上司から、厚生年金保険の被保険者期間が25年に足りないため、国民年金を掛けると老後に少しでも多く年金が貰えるからと勧められて、昭和54年5月16日に夫婦でA社会保険事務所(当時)に行き、私は国民年金の加入手続を行い、妻は国民年金の任意加入から強制加入への変更手続を行った。市役所から郵送されてきた払込み用紙により、近くの郵便局で、私の妻が夫婦二人分の保険料を毎月納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年5月16日に国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、60年5月13日に払い出されていることが確認でき、申立人の同手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入状況から、同年11月6日に国民年金の任意加入被保険者の資格取得申出を行ったものと推認されることから、申立人の記憶と相違する上、申立人が加入手続を行ったとする54年5月ごろに、申立人に対して上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金の資格取得日は、昭和63年3月29日に、60年11月6日(任意加入被保険者)から54年5月16日(強制加入被保険者)に訂正されていることが確認でき、それまで申立期間は未加入期間と記録されていたことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い上、郵便局で納付したとする申立期間の国民年金保険料の納付記録が78か月もの長期間、かつ、連続して漏れるとも考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から5年5月までの期間、10年7月、同年9月及び同年11月から14年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年5月から5年5月まで
② 平成10年7月
③ 平成10年9月
④ 平成10年11月から14年2月まで

平成元年5月にA社を退職し、B社グループのC社という会社の代表取締役役に就任した。しかし、社会保険が無かったため、健康保険は2年間、任意継続として支払い、国民年金保険料はD市の「E支所」で納付していた。

その後、F市G区に転勤になり、月収が安定しない毎日だったが、家族の健康と老後のために直ちに国民健康保険と国民年金に加入した。保険料の納付は区役所の職員が集金に訪れ、「満額でなくても、いくらでも良いから納めて下さい。」と言われたので、月に数度に分けて納付していた。

平成5年5月には、H社に就職したが、9年にI町に転勤になった。10年3月に療養のため退職したが、1年後の11年3月に同社に再就職した。I町に転居後は、同町において、国民年金保険料及び国民健康保険料を継続して支払っていたが、年金記録では未納となっている。同社とは、考え方の違いから13年12月に退職し、その後、14年3月に長期入院が必要となり妻の扶養に入った。

上記の事情により年金記録に誤りがあると思ひので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録及び払出簿検索システムによれば、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できず、申立人は、平成9年の

基礎年金番号導入後に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、D市及びF市G区において申立人に係る国民年金被保険者名簿は無い上、国民年金被保険者原票も無いことから、制度上、当該期間は未加入期間となり、申立人は被保険者として扱われておらず、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間①のうち、平成元年5月から2年7月までの期間については、申立人は、D市の「E支所」において国民年金保険料を納付したとしているが、同市によれば、「E支所」という支所が存在したことはなく、J支所は存在するものの、申立期間当時、J支所で保険料の受領は行っていなかったとしている。

さらに、申立期間①のうち、平成2年8月から5年5月までの期間については、申立人は、F市G区役所の職員が国民年金保険料の集金のために申立人の自宅を訪れたので、定額保険料を月に数回に分割して納めていたとしているが、同区役所によれば、当該期間を含む元年から5年までの期間は、区役所から国民年金被保険者の自宅への訪問を行っていなかった時期であるとしていることから、申立人の主張と一致しない。

加えて、申立期間②、③及び④については、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録管理の信頼性は高いものと考えられる上、I町の国民年金収納記録によれば、当該期間の申立人の保険料の納付を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は確認できず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
② 昭和 36 年 5 月 19 日から 37 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 5 月 31 日までの期間、A 事業所で勤務していたが、年金記録によると、私の厚生年金保険被保険者期間は、同事業所の親会社である B 社（現在は、C 社）における 36 年 4 月 1 日から同年 5 月 19 日までの 1 か月しかないのので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の元同僚の証言から、申立人が当該期間において B 社で勤務していたことは推認できる。

しかし、C 社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び標準報酬決定通知書によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、オンライン記録どおり、昭和 36 年 4 月 1 日であることが確認できる。

また、B 社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる 27 人に、入退社時期及び厚生年金保険加入状況等について照会したところ、21 人から回答があり、そのうち「昭和 35 年 4 月ごろに入社した。」と回答した 8 人は、同被保険者名簿によると、申立人と同日の 36 年 4 月 1 日に同被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、申立期間①当時、従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後加入させていたことがうかがえる。

さらに、上記の 8 人からは、昭和 36 年 4 月 1 日に厚生年金保険に加入する前に、給与から厚生年金保険料が控除されていたとする証言は得られない。

2 申立期間②については、元従業員の証言から、時期については特定できないものの、申立人が申立期間②においてB社で勤務していた可能性が高いと考えられる。

しかし、C社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、オンライン記録どおり、昭和36年5月19日であることが確認できる。

また、上記照会の対象とした27人からは、退職日と厚生年金保険被保険者資格喪失日が相違しているとの証言、及び同資格を喪失した後の給与から厚生年金保険料が控除されていたとする証言は得られない。

3 このほか、B社の当時の事業主及び社会保険関係事務担当者の所在が不明であることから、申立人の当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない上、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 23 日から 41 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 9 月に A 社に入社し、41 年 10 月に体調を崩して退職するまで、同社で継続して勤務していた。

当時は、仕事が楽しく、長期にわたり会社を休んだことも無く、退職後、再度入社した覚えも無いのに、A 社における年金記録が、昭和 39 年 9 月 10 日から 40 年 9 月 23 日までの期間と、41 年 8 月 2 日から同年 10 月 30 日までの期間しか無く、両期間の間の 11 か月が空白となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元上司及び元同僚の証言から、申立人が申立期間において A 社本社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人及び上記の元同僚は、「昭和 39 年 9 月当時、A 社本社の女性従業員は 3 人のみで、40 年 10 月には当該 3 人のうち申立人だけが同社に残った。」と供述し、また、申立人は、「新しい女性社員二人がすぐに補充され、申立期間において、女性従業員が自分一人になることはなかった。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立期間において、同本社における女性の厚生年金保険被保険者は確認できず、申立人が記憶している新入女性社員のうちの一人は、申立人の同社における 2 回目の厚生年金保険被保険者資格取得日（41 年 8 月 2 日）と同時期に同資格を取得（同年同月 11 日）していることが確認でき、残る一人は、同社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらのことから判断すると、A 社本社においては、従業員全員を必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、また加入させたとしても、すべて

の在籍期間を通じて厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が欠落したことをうかがわせる不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料や元従業員の証言は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年9月6日まで

亡き夫の年金記録は、A社B工場に勤務していた期間において、脱退手当金をもらったことになっている。夫は生前家族には何でも話をする人で、その後勤務したC社では脱退手当金をもらったことを家族は聞いているが、申立事業所に係る脱退手当金をもらったことは誰も聞いていない。よって、脱退手当金はもらっていないと思うので調査の上、年金記録の訂正を願う。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、A社B工場の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約16か月後の昭和22年1月13日に支給決定されていることが確認できるところ、当時の脱退手当金の支給要件は、被保険者期間が3年以上20年未満の者が死亡又は再び被保険者とならず1年を経過した時に支給できることとなっており、申立人の脱退手当金支給記録は当時の支給要件と一致しているとともに、資格喪失日から約16か月後に支給決定されていることは不自然ではない。

また、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、申立人と同日に被保険者資格を喪失し、かつ脱退手当金の支給記録が存在する者が一人確認できるところ、当該支給記録も当時の脱退手当金の支給要件に該当している上、脱退手当金支給額は法定支給額と一致しており、事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、昭和25年10月7日から27年10月6日までの間、C社

に勤務していたことが確認できるが、申立人の妻は、「夫は、C社の期間については脱退手当金を受給したと言っていた。」と供述している上、申立期間当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなない。

加えて、申立人の家族が、「申立人が申立事業所に係る脱退手当金を受給したことを聞いていない。」というほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
昭和 51 年 8 月 31 日まで勤務したので、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年 9 月 1 日である。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B支店において、昭和 51 年 8 月 31 日まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社が保管する申立人の同社B支店に係る労働者名簿によると、「51. 8. 30 依願解雇（結婚）」との記載があり、事業主は、申立人の退職に係る手続を同日付けで行っていることが確認できる上、申立人の雇用保険被保険者記録と一致している。

また、A社が保管する申立人の同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、事業主は、申立人の同被保険者資格の喪失日を昭和 51 年 8 月 31 日と届け出ていることが確認できる。

さらに、申立人が記憶する元同僚は、「申立人に記憶はあるが、退職日についての詳細は不明である。事務的なことも分からない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年1月27日から同年5月10日まで
② 昭和21年7月1日から24年6月1日まで
③ 昭和24年6月1日から25年10月1日まで
④ 昭和26年5月1日から同年10月9日まで

私は、昭和18年11月10日にA社（現在は、B社）に入社し、20年9月20日に同社を退職したが、年金記録では、19年1月27日から同年5月10日までの同社における厚生年金保険被保険者記録が無い（申立期間①）。

また、昭和21年7月1日にC社に入社し、24年5月31日に同社を退職したが、年金記録では、同社における厚生年金保険被保険者記録が無い（申立期間②）。

C社を退職してすぐの昭和24年6月1日にD社（現在は、E社）に入社し、27年11月30日に同社を退職したが、年金記録では、24年6月1日から25年10月1日までの期間（申立期間③）及び26年5月1日から同年10月9日までの期間（申立期間④）についての同社における厚生年金保険被保険者期間が無い。

私は、これら3社では、いずれもI職として継続して勤務していたので調査の上、年金記録を訂正してほしい。

なお、私の年金記録では、私がD社で勤務していた期間のうち、同社と関係があったF社における厚生年金保険被保険者記録（申立期間③と④の間の昭和25年10月1日から26年5月1日までの期間）が存在する。しかし、私は、F社が所有する機器を整備していた記憶はあるものの、私自身が同社の従業員であったという認識は無い。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①及びその前後の期間において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員6人に申立人について照会したところ、回答があった5人全員が申立人を記憶しておらず、申立人の勤務期間について特定することができない。

また、雇用保険被保険者記録は、昭和40年3月31日より前に離職した被保険者の記録は残っていないため、申立期間①に係る雇用保険の加入状況について確認できない。

さらに、B社は、「資料が無く、申立人の在籍期間は不明である。」と回答している上、「健康保険組合は、平成14年に解散しているため、申立人の健康保険組合加入期間も不明である。」と回答していることから、申立期間について、申立人のA社における厚生年金保険の加入状況について確認できない。

加えて、上記の5人の元従業員から、厚生年金保険に加入していない期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたという証言も得られない。

- 2 申立期間②については、G団体が申立人に交付した技能者手帳に、「昭和21年7月1日 C社就職、24年5月30日退職」と記載されていることから、申立人が申立期間②において同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、C社は、昭和27年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は、C社が適用事業所になる前の期間であることが確認できる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和27年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員8人については、全員の住所地が不明であるため、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前に、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについての証言が得られない。

- 3 申立期間③及び④については、申立人は、「D社に在籍し、主に同社H事業所で勤務していた。また、同社に在籍中はF社が所有する機器の整備も行ったことがある。」と供述しているところ、上記の技能者手帳に、「昭和24年6月1日 D社就職、27年6月20日退職」と記載されていることから、申立人が申立期間③及び④においてD社で勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、D社は昭和22年6月2日に厚生年金保険の適用事業所となっているものの、同社H事業所は、昭和26年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③及び④のうち26年5月1日から26年7月31日までの期間は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、D社及び同社H事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に

において厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員からは、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたという証言も得られない。

なお、オンライン記録によると、F社は昭和25年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③は同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であることが確認でき、また、「同社とD社H事業所の双方に勤務し、申立人のことを記憶している。」と供述している二人の元同僚が、申立人と同様に、申立期間④始期の26年5月1日にF社において厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できることを踏まえると、申立人が、申立期間③及び④において、F社で厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 9 月 10 日まで
② 昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 5 月まで

私は、昭和 38 年 3 月に高校を卒業後、同年 4 月に上京し、公共職業安定所で紹介された A 社に入社した。同社には、住み込みで同年 11 月まで継続して勤務していたが、その後は実家のある B 地に戻り、39 年 2 月から 40 年 5 月までの期間は、C 社で D 業務をしていた。

これら二社では、いずれも正社員として継続して勤務していたのに、厚生年金保険の記録が一部しか無く、申立期間の記録が欠落しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録により、当該期間当時に A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる 15 人に照会し、7 人から回答があったが、申立人と同様に同社において住み込みで勤務していたとする者を含む 7 人全員が申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、当時の事業主は既に死亡しており、当時の資料も確認できないことから、申立期間①当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

2 申立期間②については、オンライン記録により、当該期間の始期から昭和 39 年 9 月 30 日までの期間に、C 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる 14 人に照会し、8 人から回答があったが、8 人全員が申立人のことを記憶していない上、申立人が勤務していた当時の元同社 E 営業所長も申立人のことを記憶していない上、申立人が記憶する元同僚は、「申立人と一緒

に勤務していたが、申立人が勤務していた期間は分からない。」と供述していることから、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、C社において、申立人とは異なる事業所ではあるが、同社で申立人と同じくD業務を担当していた元従業員は、「私は、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日の後も同社で勤務していた。当時は、D業務従事者は多忙で入れ替わりが激しかったため、社会保険関係の事務が適正に行われていなかったのではないか。」と証言している。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人については、昭和39年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の記載のほか、同年8月26日に健康保険証を社会保険事務所（当時）に返却したことを意味する「証返」の記載が確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 2 月 1 日から 50 年 2 月 1 日まで
② 昭和 51 年 8 月 11 日から 52 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 2 月 1 日から A 社 B 営業所で勤務し、後に、同社本社が C 社に変わっても、同じ B 営業所で 52 年 10 月まで勤務していた。

しかし、年金記録では、私は A 社で昭和 50 年 2 月 1 日に資格を取得し、同年 11 月 20 日には同社で資格を喪失するとともに C 社で資格を取得し、51 年 8 月 11 日で資格を喪失したことになっている。入社当初の 24 か月間と退職前の 15 か月間の年金記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の元従業員が申立人を記憶しているものの、申立人が当該期間において A 社に在籍していた旨の証言を得ることができない。

また、A 社において厚生年金保険の被保険者期間を有する元従業員 9 人に対し、自身が記憶している入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日が一致するかどうかについて確認したところ、9 人のうち 4 人が、「入社日と資格取得日が異なる。」と供述しており、当該 4 人の入社日から資格取得日までの期間は、3 か月、17 か月、25 か月及び 37 か月となっていることから、同社では、従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる（残る 3 人は、「入社日と資格取得日が一致する。」、二人は、「入社日を覚えていない。」と供述している。）。

さらに、A 社は既に廃業しており、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

2 申立期間②については、複数の元従業員が申立人を記憶しているものの、

申立人が当該期間においてC社に在籍していた旨の証言を得ることができない。

また、C社に係る厚生年金保険の被保険者期間を有する元従業員14人に対し、自身が記憶している退職日と厚生年金保険被保険者資格喪失日が一致するかどうかについて確認したところ、14人のうち10人は、「退職日と資格喪失日が一致する。」と回答している（残る3人は、「覚えていない。」と回答。一人は無回答）。

さらに、C社D営業所の元責任者は、「A営業所がB営業所と一括して社会保険の手続を行っており、従業員の社会保険の手続は入退社と同時に行っていた。」と証言している。

加えて、C社は既に廃業しており、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年3月1日から同年5月1日まで
② 昭和28年6月30日から同年7月1日まで
③ 昭和28年7月1日から29年10月1日まで
④ 昭和31年10月21日から32年7月1日まで
⑤ 昭和33年7月20日から同年7月21日まで
⑥ 昭和34年3月31日から同年4月1日まで

申立期間①及び②については、昭和28年3月1日にA社に入社、同年6月30日に退職したが、同年3月、同年4月及び同年6月の厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間③については、A社B工場を退職した翌日の昭和28年7月1日にC社に入社した。入社後すぐにD部門へ出向し、31年10月10日付けで同社を退職した。

申立期間④については、昭和31年10月21日、大学の先輩が経営するE市のF社に就職し、34年3月31日まで勤務したが、年金記録では、F社の被保険者期間は32年7月1日から33年7月20日と記録されており、事実と異なっている。

申立期間⑤及び⑥については、F社に在籍し給料も同社から支給されたまま、G社に勤務していたが、年金記録によると、同社の被保険者期間は33年7月21日から34年3月31日と記録されており、事実と異なっている。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立期間当時、申立人が勤務していたA社B工場の従業員が厚生年金保険の適用を受けていた同社H工場に係る健康保険厚生年金被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人と同

じ昭和 28 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員 115 人のうち、連絡先が判明した 61 人に照会したところ、回答のあった 55 人のうち 6 人が「申立人のことを記憶している。」と証言しており、そのうちの一人が、「申立人は、私と同じ学校を出て、私と同時期の 28 年 3 月ごろに入社した。」と証言していることから、申立人が当該期間において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、上記 55 人のうちの 1 人は、厚生年金保険被保険者証を所持しており、当該被保険者証の資格取得年月日は、オンライン記録と同じ「昭和 28 年 5 月 1 日」と記載されていることが確認できる上、回答があった上記の 55 人中 13 人が「入社日は資格取得日よりも前であり、試用期間があった。」と証言しており、このうち二人は「加入していない期間の厚生年金保険料は控除されていない。」と証言している。

- 2 申立期間②については、上記のとおり、A 社は既に適用事業所ではなくなっているため申立人の保険料控除等について確認できない。

また、上記の A 社 H 工場に係る被保険者名簿において、申立人の前後 360 人中、月末に被保険者資格を喪失している者のうち連絡先の判明した 7 人に照会したところ、回答のあった 6 人のうち 1 人が「月末まで勤務した。」と証言しているものの、6 人全員が「退職月に係る保険料の控除については分からない。」と証言しており、喪失月における保険料控除に関する証言は得られない。

- 3 申立期間③については、C 社（現在は、I 社）に係る被保険者名簿により、申立人と同じ昭和 29 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員 18 人のうち、連絡先が判明した 7 人に照会したところ、5 人から回答があり、そのうち 28 年夏ごろ入社したとする元従業員は「申立人と同時期に入社した。」と証言しており、同年 10 月に入社したとする別の元従業員は、「私は、申立人よりも 3 か月遅れて入社した。」と証言していることから、申立人が申立期間③のころから勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、I 社は、「申立人に係る資料は何も残っていない。」と回答しており、申立人の保険料の控除等について確認できない。

また、C 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 28 年 8 月 27 日であり、申立期間のうち、同年 7 月 1 日から同年 8 月 26 日までの期間は、同社が適用事業所となる前の期間である。

さらに、上記の申立人と同日に被保険者資格を取得している元従業員のうち、回答のあった 5 人のうち 4 人が、「自身が記憶する入社時期と厚生年金保険の加入時期が一致していない。」と証言しており、このうち 3 人は申立

人が主張する入社時期とほぼ同時期（昭和 28 年夏ごろ、又は同年 10 月）である上、当該 5 人中、二人が「入社後しばらくの間、厚生年金保険に加入しておらず、加入していない期間は、保険料は控除されていなかった。」と証言している。

- 4 申立期間④については、F 社に係る被保険者名簿により、申立人と同じく昭和 32 年 7 月 1 日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した元従業員 61 人のうち、連絡先の判明した 17 人に照会したところ、回答のあった 11 人のうち 4 人が「申立人のことを記憶している。」と証言しており、このうち、32 年ごろから 10 か月くらい勤務したとする一人が、「私が入社した当時、申立人は、先輩格であった。」と証言している。

しかしながら、F 社は、「申立人に係る人事記録は保管しておらず、当時の事業主は既に死亡しており、申立期間当時の状況が分かる者がいない。厚生年金保険加入者の名簿は詳細に記入して保管しているが、当社は、災害に遭っており、現在保管している名簿は災害の年以降に作成したものであり、申立人の氏名は見当たらない。」と回答しており、申立人の申立期間④における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、F 社は、「当時は、外注が多く、給料の手取りが少なくなるので社会保険に入りたがらない人が多かった。厚生年金保険料を控除して、社会保険事務所（当時）に納付しないということはある得ない。」と回答している。

さらに、上記の同僚調査で回答のあった 11 人のうち 9 人は、「入社日と厚生年金保険の加入時期が異なっている。」と証言していることから、同社では、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

- 5 申立期間⑤及び⑥について、申立人は、「F 社の取引先である G 社で仕事をしていたが、給与などはすべて F 社から支給されており、G 社（現在は、J 社）に雇われたことはなく、申立期間⑤と申立期間⑥の記録が欠落していることも、その間の期間の記録が G 社となっていることもおかしい。」と主張している。

しかしながら、G 社に係る被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名、生年月日に誤りは無く、厚生年金保険記号番号は、A 社、C 社及び F 社に係る同記号番号と一致しており、申立人の記録として管理されていることに不自然さは見当たらない。

また、F 社は、「申立人に係る人事記録は保管しておらず、当時の事業主は既に死亡しており、当時の状況が分かる者もない。」と回答しており、申立人の F 社における当該期間の在籍について確認できない上、J 社も、「申立人の人事記録は保管していない。」と回答しており、申立人の G 社における当該期間の在籍については確認できない。

さらに、申立期間⑤について、昭和 33 年 7 月 20 日は日曜日であるところ、

申立人は、「F社及びG社では日曜日は休日だった。」と供述している。

加えて、申立期間⑥について、G社に係る被保険者名簿により、申立人の前後200人中、月末に被保険者資格を喪失している者のうち連絡先の判明した7人に照会したところ、7人全員が「退職月に係る保険料の控除については分からない。」と証言しており、資格喪失月における保険料控除に関する証言も得られない。

- 6 このほか、申立人が申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月26日から21年3月1日まで
② 昭和21年7月25日から同年10月10日まで

私は、学校卒業後、A社（後に、B社）に就職し、職員の手伝いをして工場勤務し、昭和22年4月16日に退職するまで、C支店、D工場、本部と異動はあったが、継続勤務していたはずなのに、年金記録に2か所の空白がある。調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社C支店及び同社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により氏名が確認できた4人の元従業員の証言から申立人が当該期間に継続して勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録により、A社C支店に係る被保険者名簿で氏名が確認できる280人のうち168人が申立人と同一日である昭和20年9月26日に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、同社は多くの従業員について一時期に厚生年金保険の資格を喪失させたことがうかがえる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に記載された厚生年金保険記録はオンライン記録と一致していることが確認できること、上記の168人のうち、申立人を含む26人がA社D工場において昭和21年3月1日に再度資格取得していることが確認できる。

さらに、E健康保険組合は、「通常、毎月の給与から控除した保険料の預かり金を立て、翌月に社会保険事務所（当時）から送付された納入告知書と突き合わせて確認することから、相当数の従業員の保険料控除のみを行い、

納付しなければ経理上の処理としては不自然であり、あり得ない。申立期間の保険料は控除されていなかったのではないか。」と回答しており、申立期間に申立人を含む 26 人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことはうかがえない。

加えて、事業主は、「申立人に係る資料は保存しておらず、当時の状況は不明である。」と回答している上、申立人は元同僚の氏名を覚えていないことから、元同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の厚生年金保険料控除について確認することができない。

- 2 申立期間②について、B社本部に係る被保険者名簿から氏名が確認できる者のうち、所在が確認できた 16 人に、申立人の勤務実態について照会したところ、13 人から回答を得ることができたものの、その全員が申立人を覚えていないと回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立期間②の後の期間に人事部で給与計算を担当した元従業員は、「申立期間当時は、給与計算事務と社会保険事務手続はそれぞれ事業所ごとに行われており、各事業所においては、毎月給与から控除した保険料の金額と社会保険事務所から送付された納入告知書を突き合わせて確認した上、保険料の支払いを行っていたので、資格取得していなければすぐ判明したはずであり、保険料だけ控除することは起こりえないと思う。」と証言しており、申立期間に申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことはうかがえない。

さらに、事業主は、「申立人に係る資料は保存しておらず、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険料控除について確認することができない。

- 3 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 1 日から 40 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 8 月 1 日から 40 年 4 月 30 日までの間、A社に勤務したが、私の年金記録によると、その期間については脱退手当金が支給済とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人に係るB社C支店及びA社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和39年から43年までの間に厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性の従業員のうち脱退手当金の受給要件を満たしていた者は、申立人を含み11人いるが、申立てに係る事業所で脱退手当金を受給している者は申立人を含む6人おり、これら6人全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から1年以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できることから、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 15 日から 45 年 1 月 1 日まで

A市B交差点にあったC事業所に勤めていた期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市BにあったC事業所に住み込みで勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張しており、申立期間当時に当該事業所の前で写したとする写真を保管している。

しかしながら、所在地を管轄する法務局においてC事業所に係る商業登記は確認できない上、申立人は、事業主、事務を担当していたとする事業主の妻及び同僚の氏名を覚えておらず、これらの者に照会することができないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認できない。

また、C事業所について、申立人は、「当該事業所は個人事業所で、従業員は、事業主の家族を除くと、自分を含めて3人だった。」と供述しているところ、申立期間当時の厚生年金保険の適用事業所となる要件は、「常時5人以上の従業員を使用する事業所」であったことから、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしておらず、厚生年金保険に加入していなかった可能性がうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、C事業所に類似する名称の厚生年金保険の適用事業所はD県内に15事業所確認できるところ、このうち申立期間に厚生年金保険の適用事業所であった6事業所のなかに、A市に所在する事業所は無い上、当該6事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月10日から24年1月19日まで
私は、A市のB社にC職として勤めたが、厚生年金保険の記録が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の元従業員は、「勤務期間は不明であるが、申立人はD市から来ていたE社にいて、B社で働いていた。」と証言しており、申立人も、「E社社長が、私を含む10人ほどを引き連れて、皆で一緒にB社に入社した。」と証言していることから、申立人がB社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の複数の元従業員は、「社員のほかに、身分の違う人がいた。」と証言し、「E社にいた申立人は、B社の直雇いではなかったと思う。」と証言している上、E社社長の連絡先は不明であり、オンライン記録によると、E社は、厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

一方、申立人は、F社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失直後の昭和20年10月10日から、G社に係る同資格の取得日である24年1月19日までを申立期間としているところ、申立人は、「20年10月にF社を退職後、1年から2年程度は働いていなかった。」と供述しており、申立期間初期の1年から2年の間についての記憶は曖昧である。

また、申立人は、「B社を退職したのは、G社に転職したためである。G社には2年くらい勤務した。」と供述しているところ、申立人のG社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和24年1月19日、同喪失日は、25年1月31日であり、同社に係る被保険者期間は1年間しか確認できないことから、申立期間の終期には既にG社に勤務していた可能性がうかがえる。なお、G社の元従業員は、「申立人は23年ごろから働いていたと思う。」と証言している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、B社に係る厚生年金保険被保険者記録は無く、同社及びA市を所在地とする類似する名称の適用事業所（5事業所）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）にも、申立人及びE社社長の氏名は無く、申立人が同じグループに所属していたとする元同僚のうち姓のみを記憶する4人のうち3人については確認できない上、記録が確認できる一人についても既に死亡しているため、申立期間当時の状況を確認できない。

これらのことから判断すると、申立人がB社に勤務していたのは、申立期間のうち、昭和22年ごろから23年ごろの可能性もうかがえるものの、B社に係る被保険者名簿には、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

また、G社は、既に清算終了しており、同社の事業主も既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について照会することはできないが、上記の元従業員によると、「申立人が、勤務期間の途中から厚生年金保険に加入している理由は不明であるが、加入手続をする前に給料から保険料を引くような会社ではなかった。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 6 月 20 日から同年 8 月 20 日まで
私が勤務する第一条件は厚生年金保険の加入であったため、A社で勤務していた期間について、厚生年金保険に加入していないはずがない。
また、当時の給与は1か月 17 万 5,000 円前後であり、そのうち銀行に振り込まれていたのは 14 万 7,000 円前後であったため、保険料が控除されていたのは明らかである。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録及び同僚の証言により、申立人が申立期間に、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、閉鎖登記簿謄本によると、A社は平成 3 年 11 月 * 日に破産宣告を受け、4 年 12 月 * 日に破産廃止決定確定していることが確認でき、当時の取締役の所在も不明であるため、申立期間における申立人に係る厚生年金保険等の取扱いについて確認できない上、A社に係るオンライン記録により、昭和 63 年 1 月 21 日以降に被保険者資格を有する者のうち所在が確認できた 8 人に申立人の在籍及び厚生年金保険の加入状況について照会し、当時の給与計算及び社会保険事務担当者を含む元同僚 3 人から回答があったものの、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

また、申立人は、A社からの給与は銀行振込みで支払われていたと主張しているものの、当該銀行によると、「申立人が主張している支店での口座番号は見当たらず、申立人の口座における取引履歴については、元帳等の保管期間が経過しており、資料が無い。」としている上、上記元同僚 3 人は、「当時の給与は手渡しによる現金払いであった。」と証言している。

さらに、当時の給与計算及び社会保険事務担当者は、「当時は人の出入りが激しかったため、社会保険の加入については試用期間として、3か月程度様子を見てから手続を行っていた。」と証言しているところ、A社に係るオンライン記録により、厚生年金保険の被保険者資格を平成3年5月1日に取得していることが確認できる元同僚に係る雇用保険の被保険者資格取得日は、同年1月16日であり、厚生年金保険と雇用保険の資格取得日は、3か月程度相違していることが確認できる上、上記担当者は、「試用期間において、保険料を控除することは無かった。」とも証言している。

加えて、当時、A社はB厚生年金基金に加入していたが、当該基金によると、「申立期間について申立人の記録は無い。」としている上、当該事業所に係るオンライン記録によると、申立期間に欠番等は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで
私は、申立期間にA市のB社に勤務し、C社で部品の組み立てに従事した。
年金記録が無いので、回復させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間にA市にあったB社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、B社は、事業所名簿において厚生年金保険の適用事業所として見当たらず、また、所在地を管轄する法務局において商業法人登記の記録も無い。

さらに、類似の事業所名称の「B社」は県内に2事業所確認できるが、申立事業所とは所在地や業種が異なる上、C社によると、関連会社の中に「B」の文字で始まる事業所が1社確認できるところ、同事業所は「2、3年前まで作業員を派遣する仕事をしていたが業種が違う。また、これまでに厚生年金保険の適用を受けたことが無い。」と回答している。

加えて、申立人は申立事業所について、「知人の紹介で入社した。給料は仕事場で受け取っていたので、会社に行ったことは無い。」と供述しており、事業所の所在地や事業主は確認できない上、当該知人が住んでいた地区に現在在住している同姓の一人は、「私はC社で仕事をしたことがあるが、申立人に記憶がない。申立人のいう事業所も知らない。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。